

久喜市国民健康保険特別療養費の支給事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、久喜市国民健康保険の被保険者間の負担の公平を図るため、特別の事情がなく久喜市国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯の世帯主に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条の3第1項に規定する特別療養費を支給すること等に関し、法、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。次条及び第3条第2項第3号において「施行令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、法、施行令及び省令において使用する用語の例による。

(支給対象者等)

第3条 特別療養費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、法第54条の3第1項に規定する保険料滞納世帯主等であって、保険税の納期限（久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）第11条に規定する納期に係る納期限をいう。）から1年が経過するまでの間に、保険税納付の勧奨等（同項に規定する保険料納付の勧奨等をいう。）を行ってもなお保険税を納付しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保険料滞納世帯主等又は当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者が、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するときは、当該保険料滞納世帯主等は、支給対象者としない。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給又は省令第27条の4の2の規定による医療に関する給付を受けることができる者が属する世帯の世帯主であって、久

喜市国民健康保険に関する規則（平成22年久喜市規則第126号。第3号において「規則」という。）第9条第1項第7号に規定する届書により届け出たもの

- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 施行令第28条の6各号に掲げる特別の事情があり、かつ、規則第9条第1項第6号に規定する届書により届け出た者であって、市長が当該特別の事情について適當と認めたもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が支給対象者として特別療養費を支給すべきでないと認めた者

(弁明の機会の付与)

第4条 市長は、前条第1項に規定する支給対象者に該当すると見込まれる者に対し、久喜市行政手続条例（平成22年久喜市条例第17号）第27条及び第28条に規定する方式により弁明の機会を付与するものとする。

(特別療養費の支給及び事前の通知等)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する支給対象者のうち、前条に規定する弁明の機会を付与したにもかかわらず、弁明書を提出しないもの又は当該弁明の機会の付与に係る弁明書によっても弁明の内容の正当性が認められないものに対し、特別療養費の支給を開始するものとする。

2 前項の規定により特別療養費の支給を開始するときは、法第54条の3第3項の規定によりあらかじめ当該支給対象者に対し、特別療養費の支給を開始する旨を特別療養費の支給に係る事前通知書（様式第1号）により通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する通知を行った支給対象者に対し、省令第27条の5の2第1項及び第2項の規定によりあらかじめ次に掲げる事項を書面により通知し、支給対象者と同一世帯に属する被保険者に係る資格確認書の返還を求めるものとする。

(1) 省令第27条の5の2第1項の規定により資格確認書の返還を求める旨

(2) 資格確認書の返還先及び返還期限

(特別療養費に係る資格確認書等の交付)

第6条 市長は、前条第3項の規定により資格確認書の返還を求めた支給対象者から当該資格確認書が返還されたとき又は省令第27条の5の2第3項の規定により資格確認書が支給対象者から返還されたとみなされたときは、特別療養費に係る資格確認書（次条第1項及び第3項において「資格確認書（特別療養）」という。）を当該支給対象者に対し交付するものとする。

2 市長は、前条第2項に規定する通知を行った支給対象者が省令第7条の3第1項の規定によりその世帯に属する被保険者に係る資格情報通知書の交付を受けているときは、当該支給対象者に対し、被保険者に係る特別療養費についての資格情報通知書（次条第1項及び第3項において「資格情報通知書（特別療養）」という。）を交付するものとする。

(療養の給付等の開始)

第7条 市長は、資格確認書（特別療養）又は資格情報通知書（特別療養）の交付を受けている支給対象者が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当したときは、当該支給対象者に対し特別療養費の支給を停止し、療養の給付等（法第54条の3第1項に規定する療養の給付等をいう。以下同じ。）を開始するものとする。

(1) 滞納している保険税を完納したとき。

(2) 滞納している保険税額の著しい減少が認められたとき。

(3) 保険料滞納世帯主等又は当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者が第3条第2項各号に掲げる要件に該当することになったとき。

2 市長は、前項の規定により療養の給付等を開始するときは、法第54条の3第5項の規定によりあらかじめ当該支給対象者に対し、療養の給付等に係る事

前通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、資格確認書（特別療養）又は資格情報通知書（特別療養）の交付を受けている支給対象者から同一の世帯に属する被保険者において医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関等に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出が行われた場合であって、当該申出の内容に正当性があると認められるときは、当該支給対象者に対し、期間を定め、その被保険者に係る療養の給付等を行うことができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、特別療養費を支給すること等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（久喜市国民健康保険短期被保険者証交付要綱及び久喜市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付に関する要綱の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

（1） 久喜市国民健康保険短期被保険者証交付要綱（平成22年久喜市告示第120号）

（2） 久喜市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付に関する要綱（平成24年久喜市告示第562号）

(表)

様式第1号（第5条関係）

久 第 号
年 月 日

特別療養費の支給に係る事前通知書

様

久喜市長

印

国民健康保険法第54条の3第1項の規定に基づき、あなたの世帯の被保険者に対し、下記の日付から療養の給付等に代えて特別療養費を支給しますので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 特別療養費の支給対象者

氏名	生年月日

2 特別療養費の支給開始日

年 月 日

＜注意事項＞

- ① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- （申請先：久喜市役所 課）
- ② 次の事由に該当するときは、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
- ・滞納している国民健康保険税を完納したとき
 - ・滞納している国民健康保険税額の著しい減少が認められたとき
 - ・保険料滞納世帯主等又は当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者が久喜市国民健康保険特別療養費の支給事務に関する要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当することになったとき

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1） 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(表)

様式第2号 (第7条関係)

久 第 号
年 月 日

療養の給付等に係る事前通知書

様

久喜市長

印

国民健康保険法第54条の3第4項の規定に基づき、あなたの世帯の被保険者に対し、下記の日付から療養の給付等を行いますので、同条第5項の規定により通知します。

記

1 療養の給付等を行う対象者

氏名	生年月日

2 療養の給付等の開始日

年 月 日

<注意事項>

上記の日付以降における医療機関等の窓口での支払額は、一部負担金相当額（3割又は2割）となります。

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。